

# 共 済

# Timely

2019. 3

## 事務手続の関連書類

- 共済わかやま平成31年1月号「退職にあたってのガイド」
- 平成31年3月退職者に係る和歌山支部の年金事務の取扱い（平成30年12月3日付公共第455号）各所属所長あて通知
- 共済わかやま平成31年4月号（上旬発行予定）

発行 公立学校共済組合和歌山支部  
和歌山市小松原通1-1 南別館6階  
<https://www.kouritu.or.jp/wakayama/index.html>

## 年度末 年度始めの主な事務手続

### ◆年度末の事務手続

- 退職者等に係る「組合員証等」の返納について P 2 ~ P 5
- 平成30年度末退職者に係る任意継続組合員申出等の案内 P 6
- 平成31年3月退職者に係る和歌山支部の年金事務の取扱い P 7 ~ P 8

### ◆年度始めの事務手続

- 資格取得に関する提出書類 P 9
- 平成30年度末に扶養手当の受給が終了する被扶養者の手続 P10

### ◆平成31年度からの変更事項

- 平成31年4月から短期・介護保険の掛金率が変更 P11
- 心のセルフチェックのパスワードが変更 P11

### ◆注意事項

- 再任用（フルタイム勤務）の組合員の取扱い P12
- 平成31年度人間ドックの受診年齢該当者の事前情報 P13
- 短期給付金の未請求の確認 P14

## お問い合わせ先

公立学校共済組合和歌山支部（和歌山県教育庁 給与福利課内）

- 経 理 班 TEL 073-441-3710 073-441-3713
- 医療給付班 TEL 073-441-3712
- 年 金 班 TEL 073-441-3711

## 退職者等に係る「組合員証等」の返納について

資格喪失後の「組合員証等」の返納は、「組合員異動報告書」（返納届け）により行っていただくことになっています。

年度末・年度当初の当該手続については、多量かつ一定の時期に集中しますので、事務処理を円滑に行うために下記のとおり、御協力をお願いします。

4月2日（火）までに所属所に提出させ、4月5日（金）までに共済組合へ提出（必着）

### 1 「組合員異動報告書」の記入上の注意事項

(1) 「㊤ 共済資格喪失日」及び「㊦ 申告理由欄」には、次のように記入してください。

No.	理由	理由発生日	㊤「資格喪失日」	㊦「申告理由欄」の記入
1	退職	退職日	退職日の翌日	平成 年 月 日退職
2	臨時的任用 期間満了	期間満了日	期間満了日 の翌日	平成 年 月 日臨時的任用期間満了
3	他府県の 公立学校へ 転出	転出日	転出日	平成 年 月 日〇〇都道府県〇学校へ (公立学校共済組合〇〇支部へ転出) 《「組合員証等」は転出先の学校へ提出する こと》
4	下記へ転出 ・知事部局 ・市町村教育 委員会 ・和歌山大学 附属小学校等 ・国家公務員 (文部科学省等)	転出日	転出日	平成 年 月 日 ・県、〇〇課へ（共済組合の名称） ・〇〇市教育委員会〇〇課へ（同上） ・和歌山大学附属〇〇学校へ（同上） ・〇〇省、〇〇課へ（同上） ・国立〇〇大学へ（同上）

※申告日及び所属所の証明日の日付は、上記㊤「資格喪失日」以降の日付で記載してください。

### 2 資格喪失証明書の交付が必要な場合

「組合員異動報告書」の㊦の申告理由欄の上記理由を記入した下側の欄外に、**交付依頼文を朱書**してください。

例：国民健康保険に加入するため「資格喪失証明書」の発行をお願いします。

### 3 組合員証等の返納及び「組合員異動報告書」の提出（送付）手順

- (1) 組合員証等は、右下の公立学校共済組合和歌山支部長印部分に、はさみ等で切り込みを入れ、必ず、「組合員異動報告書」と一緒に提出すること。
- (2) 被扶養者がいる場合は、組合員証、組合員被扶養者証の順にすること。
- (3) 所属所に2名以上の資格喪失者がいる場合は、組合員証番号順にすること。

組合員証等とは次の証のことです。

組合員証、組合員被扶養者証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証

「組合員異動報告書」を受理後、「組合員資格喪失証明書」を交付する方に、次の案内を同封しています。

## 組合員の資格を喪失された方へ

組合員資格を喪失した方は、下記の「医療保険制度」及び「年金制度」に加入する手続きを行ってください。

なお、加入手続きに際しましては、同封の「組合員資格喪失証明書」を利用してください。

### 記

## 1 退職後の医療保険制度への加入

組合員が退職したことにより、その翌日から公立学校共済組合和歌山支部の被保険者としての資格を喪失することになります。

国内に居住する者はすべて何らかの医療保険制度に加入することとなっていますので、退職後（組合員資格喪失後）は、必ずいずれかの医療保険制度に加入しなければなりません。（これを「国民皆保険制度」といいます。）

つきましては、（１）又は（２）のとおり手続きを行ってください。

その手続きを行う際、同封の「組合員資格喪失証明書」を提出してください。

### （１）再就職をしない・再就職先に保険制度が無い場合

ア 国民健康保険に加入するとき・・・ 手続きは、住所地の市区町村役場の国民健康保険担当窓口で行ってください。

イ 家族の加入する健康保険の

被扶養者になるとき・・・・・・ 手続きは、家族の就職先の担当者に家族から手続きを行ってください。

### （２）再就職する場合

手続きは、就職先の健康保険担当窓口で行ってください。

## 2 退職後の年金制度への加入

裏面を参照し手続きをしてください。

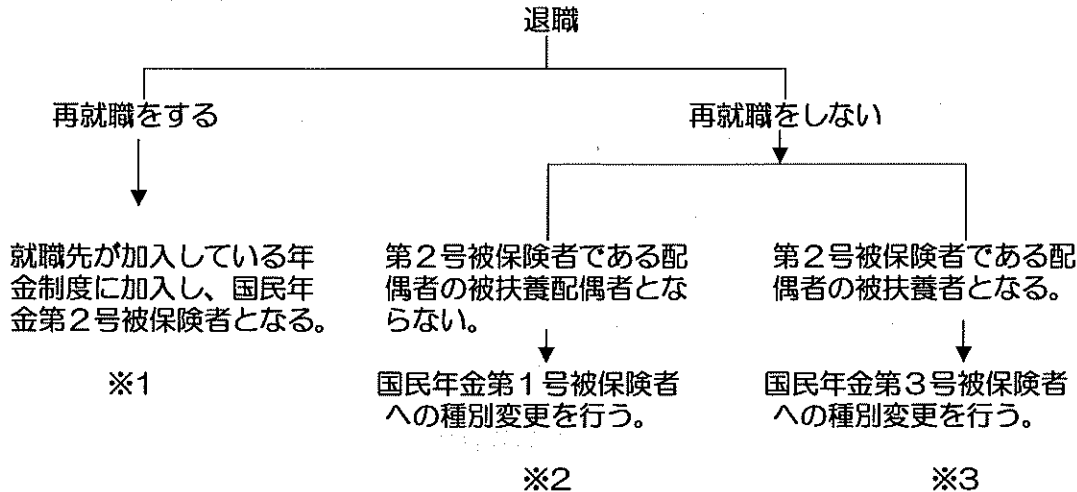
もしこの手続きを怠った場合、将来の年金が減額される場合もありますので忘れないようお願いいたします。

## 退職後の年金制度への加入

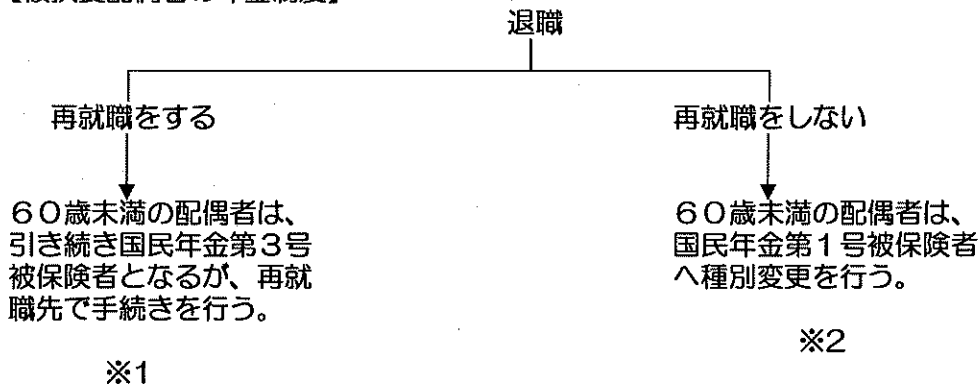
- ① 国民年金は、20歳から60歳までは強制加入となっています。60歳未満で組合員本人が退職したときは、国民年金の加入の手続きをしなければなりません。
- ② 配偶者が被扶養配偶者として国民年金の第3号被保険者(20歳～60歳未満)となっていたときは、組合員本人が退職することによって第3号被保険者の資格を喪失しますので種別変更の届出が必要となります。

☞ 任意継続組合員になっても、共済組合の短期(医療)部分しか当てはまらず、長期(年金)部分はどこにも加入していないので、国民年金等に加入してください。

### 【本人の年金制度】



### 【被扶養配偶者の年金制度】



※1 再就職先で手続きが必要です。

※2 お住まいの市区町村役場の国民年金担当窓口、もしくは最寄りの日本年金機構の年金事務所で手続きが必要です。

※3 配偶者の就職先で手続きが必要です。

種別	該当者
国民年金 第1号被保険者	日本国内に住んでいる自営業者、農林漁業者、学生などで第2号被保険者及び第3号被保険者のいずれにも該当しない20歳以上60歳未満の者
国民年金 第2号被保険者	公務員、会社員など厚生年金保険の被保険者
国民年金 第3号被保険者	共済組合の組合員や厚生年金保険の被保険者(第2号被保険者)に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の者

## 資格喪失後の医療機関等での受診についてのお願い

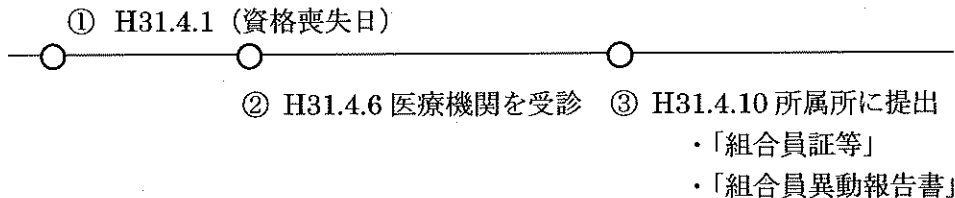
退職や人事異動により「健康保険証」が変わっている場合は、受診時に、必ず「健康保険証が変わりました」と言って新しい「健康保険証」を提示してください。

4月当初、まだ新しい「健康保険証」が交付されていない時期での受診については、医療機関等の窓口で「健康保険証が変わり、今、新しい「健康保険証」の受付中で、交付されしだい持ってきます。」と伝え、必ず、新しい「健康保険証」を4月中に受診された医療機関等に提示してください。「診察券」のみの提示で、受診しないでください。

### 資格喪失後の受診に係る医療費について

「組合員証等」の返納が遅れていれば、たとえ医療機関等の誤った請求であっても、当共済組合は医療機関等へ支払わなければならなくなり、当該医療費を元組合員に返還していただくこととなりますので、「組合員証等」の早期返納をお願いします。

#### 事例



### 参考 「組合員異動報告書」の記入例

No.	理由 事例	④資格喪失日	⑤「申告理由欄」の記入例
1	年度末退職	平成 31 年 4 月 1 日	平成 31 年 3 月 31 日 退職
2	臨時的任用期間が 3 月 30 日に満了	平成 31 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 30 日 臨時的任用期間満了
3	平成 31 年 4 月 1 日に 他府県の公立学校へ ・大阪府 尾崎小学校へ	平成 31 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日 大阪府 尾崎小学校へ (公立学校共済組合大阪支部) 注意: 「組合員証等」は尾崎小学校へ提出
4	平成 31 年 4 月 1 日に 知事部局へ ・県、子ども未来課へ	平成 31 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日 県、子ども未来課へ (地方職員共済組合和歌山県支部)
	平成 31 年 4 月 1 日に 市町村教育委員会事務局 へ ・和歌山市教育委員会教 職員課へ	平成 31 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日 和歌山市教育委員会、教職員課へ (和歌山県市町村職員共済組合)
	・平成 31 年 4 月 1 日に 和歌山大学附属小学校へ	平成 31 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日 和歌山大学附属小学校へ (文部科学省共済組合和歌山大学支部)
	・平成 31 年 4 月 1 日に 国家公務員 ・文部科学省へ ・大阪大学へ	平成 31 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日 ・文部科学省へ (国家公務員共済組合) ・大阪大学へ (国家公務員共済組合)

## 平成30年度末退職者に係る任意継続組合員申出等の案内

退職後、任意継続組合員証等の交付を速やかに行うため、下記のとおり受付を行っています。

平成31年3月31日に退職を予定している方で、任意継続組合員となることを希望する方（最後「注意」参照）は、「通常受付」期限内に手続を行ってください。

なお、申出を行った（行う）方は、次のことについて、注意してください。

### ○「事前受付」期間の申出の方

- ・3月中旬に送付する「任意継続掛金等決定通知書」に記載された金額を「共済登録口座」に20日までに入金すること。（異なる「口座」に入金しないように要注意！「預金口座振替依頼書控」を確認）
- ・当該「決定通知書」を大切に保管すること。（来年の確定申告時に当該金額を「社会保険料」として申告するときの金額確認に必要となるため）

### ○「通常受付」期間の申出の方

- ・申出書受理後、「任意継続掛金等決定通知書」と「振込依頼書」を送付しますので、直ちに最寄りの紀陽銀行本・支店から振り込むこと。（期限内に振込みされない場合は、任意継続組合員資格がありません）
- ・当該「決定通知書」と振込を終えた「受取書」（「平成31年3月分振込金（兼手数料）受取書」）を大切に保管すること。（来年の確定申告時に当該金額を「社会保険料」として申告するときの金額確認に必要となるため）

任意継続組合員証等は、掛金の納付を確認後、交付することとなります。

「事前受付」期間に申し出た方で、3月22日に口座振替できなかった方は、「振込依頼書」を所属所に送付しますので、3月末までに振り込んでください。任意継続組合員証等は4月1日以降に自宅へ送付します。

### ○ 任意継続組合員申出書の受付期間等

区分	受付期間	掛金の納付期限等	任意継続組合員証等送付予定日
事前受付	平成31年1月15日（火） ～2月15日（金）必着	平成31年3月22日（金） （口座振替の期日）	平成31年3月末に、所属所へ送付（所属所において交付） 口座振替で掛金を納入できず、3月末までに「振込依頼書」で納入された場合は、4月1日以降に自宅へ送付
通常受付	平成31年4月1日（月） ～4月11日（木）	平成31年4月19日（金） （振込による納付期限）	平成31年4月下旬 自宅へ郵送

### ○ 提出書類

- （1）任意継続組合員申出書
- （2）預金口座振替依頼書（「通常受付」期間の申出にも必要です。用紙は医療給付班あてFAXにより請求してください。）

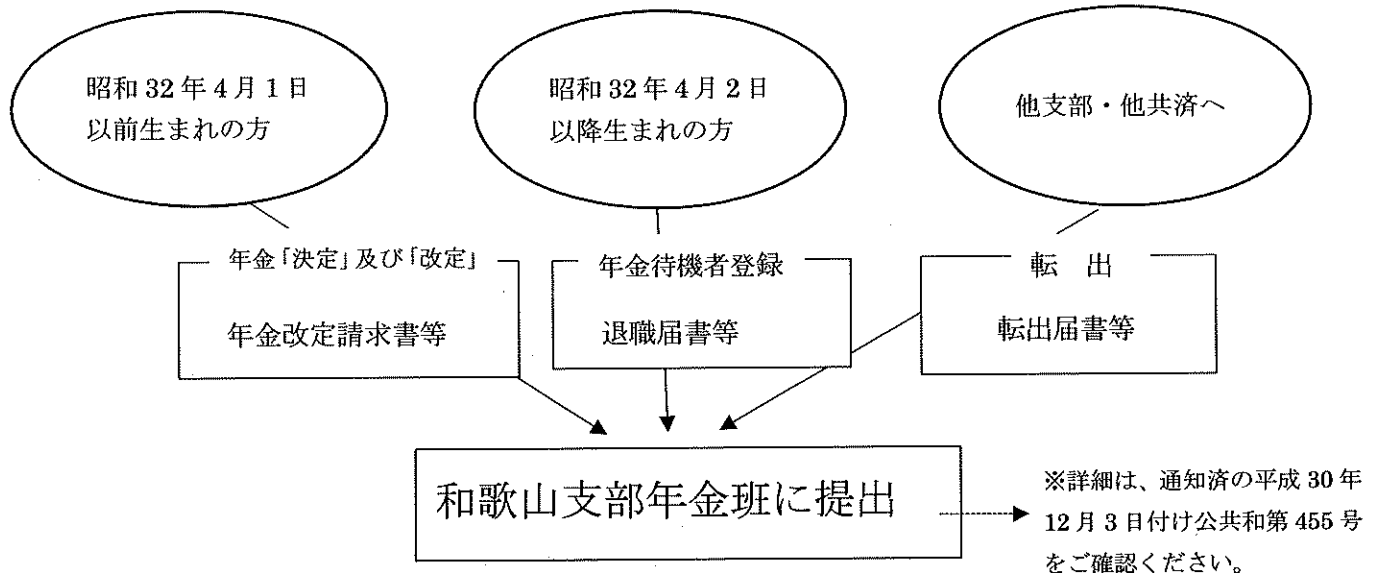
### 注意

- \* 再任用（フルタイム勤務）の場合は、現在の組合員資格を継続しますので、希望している方は、任意継続組合員の申出をする必要がありません。
- \* 再就職先で健康保険等の資格を得ることができる場合（2か月以上の臨時的任用講師を含む）、そちらが優先されます。
- \* 家族の被扶養者になることを検討されている方は、家族の被扶養者としての要件を備えているかを確認し、被扶養者として認定されない場合に、任意継続組合員の申し出を行うようにしてください。

## 平成31年3月退職者に係る和歌山支部の年金事務の取扱い

平成31年3月（平成31年3月1日～平成31年3月31日）退職者に係る和歌山支部の年金事務を以下のように取扱うこととする。

- ・退職（資格喪失）時には必ず手続きが必要となります



※平成30年12月3日付け公共第455号の通知文

### 年金「決定」及び「改定」請求の事務

<対象組合員>

昭和32年4月1日以前生まれの者（平成31年3月31日以前に年金受給権が発生している者）

<手続>

- 1 和歌山支部は、平成31年3月初旬に、該当者のいる所属所に、年金の「決定」及び「改定」に必要な書類を送付する。
- 2 所属所は、平成31年3月15日（金）※1までに、必要書類※2を提出する。

（注）退職等の申出の時期によっては、対象者リストから漏れる可能性があるため、年度末に退職される組合員で請求書類等が届かない場合は、和歌山支部まで連絡する。

### 年金待機者登録の事務

<対象組合員①>

昭和32年4月2日～昭和33年4月1日生まれの者※3（退職後に年金受給権が発生する者）

<手続>

- 1 平成30年度末退職予定組合員に対する年金制度等説明会に出席する者
  - ア 所属所長は、平成31年1月11日（金）※1までに、説明会の出席者報告書を提出する。

※4

  - イ 和歌山支部は、説明会において、各出席組合員に対し退職届書及び履歴等証明願を配付する。
  - ウ 所属所長は、平成31年3月15日（金）※1までに、退職届書、履歴等証明願、及び勤務記録カード（簿）の写しを提出する。
- 2 1以外の者（やむを得ない事情で説明会に出席できない者）
  - ア 和歌山支部は、平成31年3月初旬に、該当者のいる所属所に、退職届書、履歴等証明願を送付する。

イ 所属所長は、平成31年3月15日(金)※1までに、退職届書、履歴等証明願、及び勤務記録カード(簿)の写しを提出する。

<対象組合員②>

昭和33年4月2日～昭和34年4月1日生まれの者

<手続>

- 1 平成30年度末退職予定組合員に対する年金制度等説明会に出席する者  
上記「年金待機者登録の事務」の対象組合員①の1のア～ウと同様である。
  - 2 上記1以外の者(やむを得ない事情で説明会に出席できない者)  
上記「年金待機者登録の事務」の対象組合員①の2のア、イと同様である。
- ※履歴等証明願・勤務記録カードは既に提出済みのため、提出不要です。

<対象組合員③>

昭和34年4月2日以降生まれの者

- 1 平成30年度末退職予定組合員に対する年金制度等説明会に出席する者

<手続>

ア 所属所長は、平成31年1月11日(金)※1までに、説明会の出席者報告書を提出する。

※4

- イ 和歌山支部は、説明会において、各出席組合員に対し退職届書及び履歴等証明願を配付する。  
ウ 所属所長は、平成31年3月31日以降すみやかに、退職届書、履歴等証明願、及び勤務記録カード(簿)の写しを提出する。

- 2 表記1以外の者※5

<手続>

- ア 所属所は、退職届書送付依頼票※6をFAXで送信する。  
イ 和歌山支部は、随時、該当所属所に、退職届書を送付する。  
ウ 所属所長は、退職日以降すみやかに、必要書類を提出する。

## 転出の事務

<対象組合員>

平成31年3月31日に退職し、1日も期間を空けず、他支部・他共済の組合員になる者

<手続>

所属所は、転出日(平成31年4月1日)以降すみやかに、転出届書、履歴等証明願、及び勤務記録カード(簿)の写しを提出する。

※1 提出は全て必着

※2 必要書類については、年金の請求書類を送付する際に、通知を行う。

※3 年金待機者登録が完了すると、誕生日の2～3ヵ月前に自宅あて、年金の「決定」に必要な書類が届くので、誕生日以降、各実施機関(日本年金機構・公立学校共済組合・私学共済組合等)に提出する。  
その際は、最終的に加入した実施機関、または加入期間の最も長い実施機関に提出することを推奨する。

※4 説明会については、平成30年12月3日付け公共第454号を参照。

※5 期間が1日でも空く場合は、資格喪失手続の対象となる。なお、期間が引き続いて採用形態や任命権者が変更されるときは、資格喪失手続の対象となる場合がある。

※6 公立学校共済組合和歌山支部のホームページの「様式・記入例」の「長期給付(現職)」から、ダウンロードする。

和歌山市立和歌山高等学校(全日制)、海南市立海南下津高等学校、和歌山市立幼稚園、美浜町立こども園に所属する組合員は、履歴等証明願及び勤務記録カード(簿)の提出は不要である。  
和歌山県立医科大学(紀北分院含む。)については、履歴等証明願及び勤務記録カード(簿)の代わりに、履歴書(証明済)を提出する。



## 資格取得に関する提出書類

<必須書類>★は、「公立学校共済組合和歌山支部 HP」の「様式・記入例」から取得できます。

- |                          |                              |
|--------------------------|------------------------------|
| ・ 組合員資格取得届書 ★            | ・ 基礎年金番号がわかるもの（年金手帳等）の写し（注3） |
| ・ 年金加入期間等報告書 ★（注1）       | ・ 人事異動通知書（辞令）の写し             |
| ・ 個人番号（マイナンバー）登録申請書★（注2） |                              |

上記必須書類のうち★は、平成31年4月1日付け新規採用者のうち、「平成31年度和歌山県公立学校教職員採用予定者説明会」出席者には既に配布しました。

<該当する場合のみ>

- |  |
|--|
| ・ 組合員資格取得届書に紀陽銀行の普通預金口座の確認印を押印しない場合<br>⇒ 紀陽銀行の普通預金通帳の写し            |
| ・ 過去に公務員歴（国家公務員、地方公務員）があり、直近が公立学校共済組合和歌山支部以外の場合<br>⇒ 転入届書★（注4）     |
| ・ 上記の条件を満たし、さらに公立学校共済組合の他の支部から、1日も空けず和歌山支部に引き続く場合<br>⇒ 他支部発行の組合員証等 |

（注1）これまでの年金制度の加入歴が分からない場合は、日本年金機構にお問合せください。  
なお、1枚で記入できない場合は、複数枚に記入し、全てに署名・捺印をお願いします。

（注2）添付書類は不要ですので、個人番号に記入誤りがないか確認してください。

（注3）基礎年金番号がわかるものの写しが無い場合は、日本年金機構に年金記録照会回答票等を依頼し、添付してください。なお、20歳未満の者については、付番されていないので不要です。

（注4）直近が公立学校共済組合和歌山支部でなければ、期間が空いている場合でも必要になります。

## 平成30年度末に扶養手当の受給が終了する被扶養者の手続

次に該当する場合は、平成31年4月1日以降に手続が必要です。

- (1) 被扶養者が、平成8年4月2日から平成9年4月1日生まれの方は、今年度末で扶養手当の受給が終了となります。
- (2) 組合員が退職し再任用された場合は、扶養している者に対し扶養手当が支給されなくなります。

区分	理由	提出書類	提出期限
・被扶養者の要件を欠く場合  (取消申告)	・就職先の健康保険に加入したため  ・認定所得限度額以上の収入を得ることとなったため	・被扶養者取消申告書 ・被扶養者証  (「就職先の被保険者証」の交付が遅くなる場合は、「被扶養者取消申告書」「被扶養者証等」を先に受付しておいてください。)	平成31年4月26日 (金)《必着》
	・大学(院)、各種・専修学校の学生で就労できない又は定時制、通信制、聴講生等の学生であり、収入(アルバイト等)が認定所得限度額内のため  ・負傷その他の理由により就労できない、収入(アルバイト等)が認定所得限度額内のため  ・配偶者又は義務教育未修者	・被扶養者継続認定申出書 ・扶養の申立書 ・平成31年度(30年分)の市区町村発行の課税(所得)証明書 (必要に応じて) ・確定申告書(写) ・給与支払(見込)額証明書「雇用(勤務)形態及び給与支払(見込)額証明書」別紙様式第2号 ・夫婦共同扶養の場合、組合員及び配偶者の平成31年度(30年分)の課税(所得)証明書、確定申告書(写)(配偶者の収入額注意)	・学生証(写)又は在学証明書(平成31年4月1日以降発行のもの)  ・医師の診断書又は障害者手帳(写)

注1) 現在、特別認定されている被扶養者が、就職等により被扶養者の要件を欠いた場合も上記と同様、直ちに取消申告を行ってください。

注2) 現在、特別認定されている被扶養者が、4月1日以降も引き続き要件を備えている場合は、9月頃に「特別認定資格確認調査」を行いますので、ご協力願います。

注3) 県費支弁職員(県人事給与対象の組合員)は、「認定取消」、「普通認定(扶養手当受給)」⇔「特別認定(扶養手当受給無)」等の変更があった場合、県の人事給与登録についても「基本入力報告書」により変更してください。

## 平成31年4月から短期・介護保険の掛金率の変更

短期給付の掛金率が引下げになります。

(福祉事業含む)

現行 (平成31年3月まで)	改定後 (平成31年4月から)
44.51	43.51 (-1.0)

介護保険の掛金率が引上げの予定です。

40歳以上65歳未満の組合員が対象です。

現行 (平成31年3月まで)	改定後 (平成31年4月から)
5.91	6.75 (+0.84)

### 【掛金率の改定による掛金額の例】

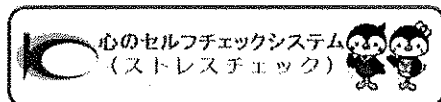
標準報酬月額 41万円

標準期末手当等 80万円

		平成31年3月まで	平成31年4月から	負担額の差
短期給付	標準報酬月額からの掛金額(月額)	18,249円	17,839円	-410円
	標準期末手当等からの掛金額	35,608円	34,808円	-800円
介護保険	標準報酬月額からの介護掛金額(月額)	2,423円	2,767円	+344円
	標準期末手当等からの介護掛金額	4,728円	5,400円	+672円

## 心のセルフチェックのパスワードの変更

平成31年4月1日から、



心のセルフチェックの初回ログインID、パスワードが変わります！

■平成31年3月28日まで…

ID teacher

パスワード teacher30

■平成31年3月29日から1年間

ID teacher

パスワード teacher2019

URL⇒<https://kokoronokenkou.jp/>

★組合員へのご周知  
よろしくお願ひします。



## 再任用（フルタイム勤務）の組合員の取扱い

再任用（フルタイム勤務）の方は、引き続き公立学校共済組合に加入することとなり、共済掛金（短期掛金、長期厚年掛金、介護掛金、長期退年掛金）が給与から控除され、次のような各種事業を受けることができます。

### 組合員証・被扶養者証

組合員証・被扶養者証は引き続き使用することができますので、手続は不要です。  
短期給付は、引き続き同様の給付となります。

### 老齢厚生年金（特別支給）の請求手続

#### 【在職中に年金受給権が発生した場合】

誕生月※に所属所あて年金の決定請求に関する書類を送付します。

なお、年金受給権発生月から退職までの期間については、退職時に改定請求書類を提出することにより再計算し改定されます。改定請求に関する書類は、退職時に所属所あて送付します。

また、3階部分の経過的職域加算部分については共済組合に加入中は支給停止ですが、厚生年金部分については賃金等と調整され一部支給される場合もあります。

#### 【年金が決定された場合】

年金額の一部または全額停止になります。

○ 65歳未満の方 支給停止月額 =  $\{(\text{賃金} \times 1 + \text{年金月額}) - 28 \text{万}\} \times 1/2$

○ 65歳以上の方 支給停止月額 =  $\{(\text{賃金} \times 1 + \text{年金月額}) - 46 \text{万}\} \times 1/2$

\* 賃金 = 月収（標準報酬月額） + （過去1年間の標準期末手当等の1/12）

### 年金払い退職給付の請求手続

#### 【在職中に年金受給権が発生した場合】

年金払い退職給付は65歳から受給できますが、在職中は支給停止となります。

退職時に65歳に到達している方については、老齢厚生年金の改定請求書類と併せて所属所あて年金払い退職給付請求に関する書類を送付します。

### 雇用保険（失業給付）に加入

再任用職員になりますと雇用保険に加入します。後日交付される「雇用保険被保険者証」は、年金請求時に必要となりますので、大切に保管してください。

#### 【年金受給権が発生している場合】

65歳未満の方がハローワークに求職の申込みを行うと、失業給付の額に関わらず、老齢厚生年金の支給が停止されますので、失業給付と年金額のいずれが多いか、確認して手続を行ってください。

※ 手続の用紙は、「老齢厚生年金受給権者支給停止事由該当届」（本部ホームページに掲載）

### 保健福祉事業

再任用前と同様の取扱いとなります。保健福祉事業一覧表(保存版)を参照してください。

\* 人間ドック1日コースは、61歳・64歳に到達する者（前年度に人間ドック3日・1日コースを受診している者は除く）

### 貸付事業

#### 【臨時に資金を必要とする場合】

特別貸付制度 ⇒ 標準報酬月額  $\times 3/10$  残任月数（最高限度額 200万円） 利率 1.32%

\* 償還回数等は、健康厚生班にお問い合わせください。（073-441-3713）

## 平成31年度人間ドックの受診年齢該当者（3日・1日コース）の事前情報

以下の指定年齢組合員が受診該当者となります。

受診希望者は申込みが必要ですので、新年度に各所属所から申込みをお願いします。

### ● 3日コース及び1日コース（対象：定年退職予定者）

該当年齢	生年月日
60歳	昭和34年（1959）年4月2日～昭和35年（1960）年4月1日生
63歳	昭和31年（1956）年4月2日～昭和32年（1957）年4月1日生

自己負担額 15,000円（3日コース）、10,000円（1日コース）

### ● 1日コース受診年齢該当者

該当年齢	生年月日
35歳	昭和59年（1984）年4月2日～昭和60年（1985）年4月1日生
40歳	昭和54年（1979）年4月2日～昭和55年（1980）年4月1日生
43歳	昭和51年（1976）年4月2日～昭和52年（1977）年4月1日生
46歳	昭和48年（1973）年4月2日～昭和49年（1974）年4月1日生
49歳	昭和45年（1970）年4月2日～昭和46年（1971）年4月1日生
52歳	昭和42年（1967）年4月2日～昭和43年（1968）年4月1日生
55歳	昭和39年（1964）年4月2日～昭和40年（1965）年4月1日生
58歳	昭和36年（1961）年4月2日～昭和37年（1962）年4月1日生
61歳	昭和33年（1958）年4月2日～昭和34年（1959）年4月1日生
64歳	昭和30年（1955）年4月2日～昭和31年（1956）年4月1日生

自己負担額 10,000円

#### 留意事項

- ・詳細については、所属所あて通知します。
- ・その他の健診事業については、新年度、所属所あてお知らせします。
- ・上記の指定年齢該当者であっても、退職や異動等により新年度に組合員資格を喪失している場合及び前年度に人間ドック（3日・1日コース）を受診している再任用組合員の申込みはできません。
- ・人間ドックを受診することにより、定期健康診断に代えることができます。

### 女性健診は乳がん検診と子宮がん検診に分かれています

いずれか一方のみを希望される場合は該当する申込用紙に、両方を希望される場合は両方の申込用紙に記入する必要がありますのでご注意ください。

## 短期給付金の未請求の確認

次の短期給付金は、請求が必要です。

短期給付金を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間請求しないときは、時効により消滅しますので、御注意ください。

給付事由		法定給付	附加給付
病気・ 負傷	組合員又は被扶養者が病気や負傷したとき ・治療用装具の購入 ・弱視等治療用眼鏡の購入（9歳未満の小児）等	・療養費 ・家族療養費 ・移送費 ・家族移送費	
出産	組合員又は被扶養者が出産したとき	・出産費 ・家族出産費	・出産費附加金 ・家族出産費附加金
出産 休業	1年以上組合員であった方が退職後6か月以内に 出産したとき	・出産手当金	
死亡	組合員又は被扶養者が死亡したとき	・埋葬料 ・家族埋葬料	・埋葬料附加金 ・家族埋葬料附加金
	水震火災その他の非常災害により、組合員又は 被扶養者が死亡したとき	・弔慰金 ・家族弔慰金	
退職 等	組合員が公務によらない病気又は負傷のため 勤務することができず、給料が支給されないとき	・傷病手当金	・傷病手当金附加金
	組合員が欠勤し、給料が支給されないとき	・休業手当金	
	組合員が育児休業をとり、給料が支給されない とき	・育児休業手当金	
	組合員が介護休業をとり、給料が支給されない とき	・介護休業手当金	
災害	水震火災その他の非常災害により、住居・家財 に一定の損害を受けたとき	・災害見舞金	